

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第2項
処 分 の 概 要：練習射撃指導員の解任命令
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項（教習射撃指導員の解任命令）、同第9条の9第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の解任命令）、同67条（練習射撃指導員の解任命令）
処 分 基 準： 練習資格認定証に記載された以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが、適正な射撃練習の実施に支障をきたすと認められる場合は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：